

男鹿市告示第123号

男鹿市インフルエンザ（任意）予防接種事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年9月22日

男鹿市長 菅原 広二

男鹿市インフルエンザ（任意）予防接種事業実施要綱の一部を改正する告示

男鹿市インフルエンザ（任意）予防接種事業実施要綱（令和2年男鹿市告示第75号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条（略）</p> <p>（実施方法）</p> <p>第2条 本事業は、男鹿潟上南秋医師会<u>及び秋田市医師会</u>との委託契約により、インフルエンザ（任意）予防接種実施医療機関（以下「実施医療機関」という。）で実施する。</p> <p>2 実施については、この告示に定めるもののほか、市と男鹿潟上南秋医師会<u>及び秋田市医師会</u>との間で締結する「男鹿市インフルエンザ（任意）予防接種業務委託契約書」によるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条（略）</p> <p>（実施方法）</p> <p>第2条 本事業は、男鹿潟上南秋医師会との委託契約により、インフルエンザ（任意）予防接種実施医療機関（以下「実施医療機関」という。）で実施する。</p> <p>2 実施については、この告示に定めるもののほか、市と男鹿潟上南秋医師会との間で締結する「男鹿市インフルエンザ任意予防接種業務委託契約書」によるものとする。</p>

改正後	改正前																
<u>(対象者)</u> 第3条 対象者は男鹿市に住所を有し、次の各号に掲げるワクチンの種類に応じ、当該各号に定める者とする。 (1) 不活化 接種日において生後6カ月以上19歳未満の者及び妊婦 (2) 弱毒生 接種日において2歳以上19歳未満の者	<u>(対象者)</u> 第3条 対象者は男鹿市に住民登録し、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 保護者が任意予防接種を希望する意思表示をし、かつ、接種日において、生後6か月以上13歳未満の者。 (2) 任意予防接種を希望する意思表示をし、かつ、接種日において、13歳以上19歳未満の者。 (3) 任意予防接種を希望する意思表示をし、かつ、接種日において、妊婦である者。																
(接種期間)	(接種期間)																
第4条 (略)	第4条 (略)																
<u>(公費負担額及び回数)</u> 第5条 公費負担額及び回数は下記の表のとおりとする。	<u>(公費負担回数)</u> 第6条 公費負担回数は下記の表のとおりとする。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>ワクチンの種類</th><th>公費負担額</th><th>年齢区分</th><th>公費負担回数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">不活化</td><td rowspan="2">1回につき 1,500円</td><td>生後6か月以上13歳未満</td><td>2回</td></tr> <tr> <td>13歳以上19歳未満及び妊婦</td><td>1回</td></tr> </tbody> </table>	ワクチンの種類	公費負担額	年齢区分	公費負担回数	不活化	1回につき 1,500円	生後6か月以上13歳未満	2回	13歳以上19歳未満及び妊婦	1回	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢区分</th><th>公費負担回数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生後6か月以上13歳未満</td><td>2回</td></tr> <tr> <td>13歳以上19歳未満及び妊婦</td><td>1回</td></tr> </tbody> </table>	年齢区分	公費負担回数	生後6か月以上13歳未満	2回	13歳以上19歳未満及び妊婦	1回
ワクチンの種類	公費負担額	年齢区分	公費負担回数														
不活化	1回につき 1,500円	生後6か月以上13歳未満	2回														
		13歳以上19歳未満及び妊婦	1回														
年齢区分	公費負担回数																
生後6か月以上13歳未満	2回																
13歳以上19歳未満及び妊婦	1回																

改正後				改正前
弱毒生	1回につき 4,000円	2歳以上19歳未満	1回	
<u>2 前項の規定にかかわらず、生活保護受給者の公費負担額は、実際に要した予防接種費用の全額とする。</u>				<u>第7条及び第8条</u> (略)
<u>第6条及び第7条</u> (略)				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太線で示した部分である。

附 則

この告示は、令和7年10月1日から施行する。